第三条の見出しを「（指定市町村又は特例市町村及び指定県又は特例県の選挙が同時に行われる場合の特例）」に改め、同条中「指定市町村」という。）」の下に「又は同条第四項に規定する特例市町村（以下「特例市町村」という。）」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、「指定県」という。）」の下に「又は当該特例市町村の区域を包括する同条第四項に規定する特例県（以下「特例県」という。）」を加える。

第四条中「法第一条第一項」を「議会の議員の任期満了による選挙について法第一条第一項、第三項又は第四項」に、「又は指定県」を「若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県」に改める。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部改正）

第二条　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改める。

本則中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

政令第百五十一号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令

内閣は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）の施行に伴い、同法附則第四条第四項並びに同法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百六十七条の二、第百七十条の二及び附則第三十六条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章　共済会（第六十九条―第七十二条）」を削る。

第二十五条の七第一項第一号ハを次のように改める。

ハ　地方公共団体の議会の議員の地方自治法第二百三条第一項に規定する議員報酬の月額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

第二十五条の七第一項第二号ト中「法第百六十六条第三項」を「地方自治法第二百三条第三項」に改める。

第十一章を削る。

附則第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

第三十八条及び第三十九条　削除

附則第七十五条を次のように改める。

第七十五条　削除

附則第七十五条の二を削る。

（地方自治法施行令及び国有財産法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「、地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会」を「及び地方公務員共済組合連合会」に改める。

一　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十九条の二第四号

二　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第十二条の三第三号

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十四号を次のように改める。

十四　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する同法附則第二条の旧退職年金及び同法附則第十二条第一項の特例退職年金

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の五第一項第一号ハを次のように改める。

ハ　地方公共団体の議会の議員の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条第一項に規定する議員報酬の月額に相当する額として財務省令で定めるところにより算定した額

第十一条の七の五第一項第二号ト中「地方公務員等共済組合法第百六十六条第三項」を「地方自治法第二百三条第三項」に改める。

第十一条の七の十一第一項第三号中「（第十一章を除く。）」を削る。

附則第二十七条第四項第一号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（国民年金法施行令の一部改正）

第五条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号を次のように改める。

十一　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下この号及び第六条の五第一項第十二号において「平成二十三年地共済改正法」という。）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（第四条の八第一項第七号及び第六条の五第一項第十二号において「存続共済会」という。）が支給する平成二十三年地共済改正法附則第二条の旧退職年金（同条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十四条第一項の規定によりその支給を停止されているものを除く。）及び平成二十三年地共済改正法附則第十二条第一項の特例退職年金（同条第二項の規定によりその例によることとされる平成二十三年地共済改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十四条第一項の規定によりその支給を停止されているものを除く。）

第四条の八第一項第七号を次のように改める。

七　存続共済会が支給する年金たる給付

第六条の五第一項第十二号を次のように改める。

十二　存続共済会が支給する平成二十三年地共済改正法附則第八条の旧公務傷病年金及び平成二十三年地共済改正法附則第十七条第一項の特例公務傷病年金

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令及び行政手続法施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「、地方議会議員共済会」を削る。

一　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）本則

二　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）第一条